

## 和歌山県立こころの医療センターの医療事故等件数について

和歌山県立こころの医療センター医療事故公表基準に基づき、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に和歌山県立こころの医療センターで発生した医療事故について、次の通り公表します。

影響レベル別医療事故件数（影響レベルの判定は発生時点）

影響レベル	患者への影響	件数
0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった。	38
1	患者への実害はなかった。（何らかの影響を与えた可能性は否定できない。）	73
2	処置や治療は行わなかった。（観察の強化、安全確認のための検査などの必要性は生じた。）	214
3	3a. 簡単な処置や治療を要した。（消毒、湿布、皮膚縫合など）	41
	3b. 濃厚な処置や治療を要した。（手術、人工呼吸装置の装着など）	1
4	生活に影響する重大な永続的障害や後遺症が残った。	0
5	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）	1
該当なし		12
合計		380

当センターの影響レベルの定義は、独立行政法人地域医療推進機構の「医療安全管理指針」で定められた「インシデント・アクシデントの患者影響分類」に準じています。

和歌山県立こころの医療センター医療事故公表基準に基づき、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に和歌山県立こころの医療センターで発生した医療過誤について、次の通り公表します。

事故発生年月日	事故の概要及び改善策
	該当なし